

財務省告示第三百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十四年十月二十一日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月十六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠の条項	発行方法	発行額	払込金額	額面金額の種類	発行の価格	募集の価格
利付国庫債券（十年）（第二百四十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	額面金額で一兆八千億円	一兆七千九百九十六億三千八百七十四万円	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十月二十一日	額面金額百円につき九十九円九十八銭

利子の経過払込みの率

(一) 年一・二パーセント

額に国債募集引受額は、払込金に出した金額を次の算式により算出する。期日に払い込むものと規定する。

$$\frac{\text{盤面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.2 \times 31}{100 \times 365}}$$

(二)

次に掲げる国債について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一)

括登録(国債の一括登録に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二十五条第二号に規定する一括登録をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名により登録されるもの。

ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又

は一括登録されないもの
 (発行時において、所得税
 法第十条、第十一条若しくは
 は第七十六条第一項又は第
 租税特別措置法第四条、第
 四条の二、第四条の三若し
 くは第九条の三第二項に規
 定する利子の非課税に係る
 要件を満たすものを除く。)

十一 初期利子
 平成十五年三月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十三号において規定す
 る期日について同じ。)

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期利子
 毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十四年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 国債代理店及び国債元利金支払
 取扱店並びに取扱郵便局
 平成十四年九月二十五日から平成
 十四年十月十五日まで
 平成十四年十月二十一日

十三 償還金額
 十四 償還期限
 十五 元利金支払
 十六 募集期間
 十七 払込期日